

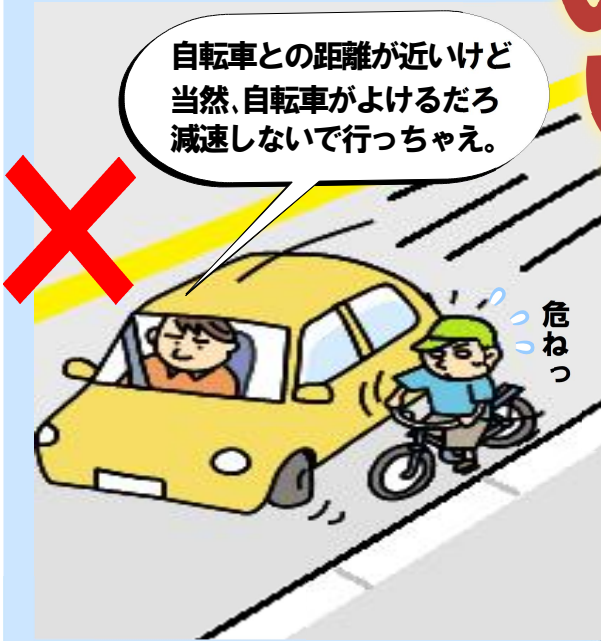
# 自動車等が自転車等を 追い抜く際の

令和8年4月1日から

(道路交通法第18条第3項、第4項)

# 新しい交通のルールです。

## 自動車等の場合



いきません!

## 自転車等の場合



こんな走行は

### NG走行

「自動車等と自転車との距離が近いにもかかわらず減速せずに、自転車の側方を進行。」

※自動車等とは、  
自動車や原動機付自転車以上の二輪車のこと  
です。(特定小型原動機付自転車を除く)

### NG走行

「自動車が走行してきたにもかかわらず、道を譲らず、道路の左側端にも寄らないで進行。」

※自転車等とは、  
自転車や特定小型原動機付自転車などの  
ことです。



あきた交通安全大使  
相場 詩織さん

車道で自動車等が自転車等の右側を通過する場合(側方通過時)に、  
双方の間に十分な間隔がないときは、

① 自動車等は、   
自転車等との間隔に応じた安全な速度  
で進行しなければなりません。

歩行者等側方通過義務違反  
・罰則

3か月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金  
違反点 2点 反則金 大型 9,000円 普通 7,000円  
二輪 6,000円 原付等 5,000円

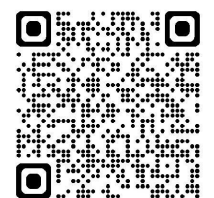
・交通の危険を生じさせた場合は、  
3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

② 自転車等は、   
できる限り道路の左側端に寄って進行  
しなければなりません。

被側方通過車義務違反

罰則 5万円以下の罰金  
反則金 5,000円

※道路環境に応じて  
左側に寄れない場合は除く



自転車のルールブック